

定例教育委員会

議

案

議案第 1 1 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 0 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

令和4年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）4の項補助事業の経費の範囲の欄中「記念誌発刊等の事業」を「記念誌発刊」に改め、同項補助率等の欄中「得た額」の次に「とし、1,000,000円」を加え、同項支払区分の欄中「精算払」を「概算払」に改める。

別表第2（第3条、第5条関係）4の項補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称の欄中「記念誌等」を「記念誌」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案(新)							現行(旧)						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分	整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分
1~3(略)							1~3(略)						
4	坂井市学校創立周年記念事業費補助金	地域愛着心の向上及び学校への継続的関与を図り地域連帯感を高め、もって充実した地域コミュニティの形成に資するため、学校創立周年記念事業に対して補助金を交付する。	周年記念事業実行委員会	学校創立周年記念事業に要する経費のうち、 <u>記念誌発刊</u> に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、周年に10,000円を乗じて得た額とし、 <u>1,000,000円</u> を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払	4	坂井市学校創立周年記念事業費補助金	地域愛着心の向上及び学校への継続的関与を図り地域連帯感を高め、もって充実した地域コミュニティの形成に資するため、学校創立周年記念事業に対して補助金を交付する。	周年記念事業実行委員会	学校創立周年記念事業に要する経費のうち、 <u>記念誌発刊等の事業</u> に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、周年に10,000円を乗じて得た額 <u> </u> を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払

別表第2(第3条、第5条関係)					別表第2(第3条、第5条関係)				
整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1～3 (略)					1～3 (略)				
4	坂井市学校 創立周年記念事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) <u>記念誌</u> (4) その他市長が必要と認める書類	4	坂井市学校 創立周年記念事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) <u>記念誌等</u> (4) その他市長が必要と認める書類

議案第12号

坂井市給食費徴収規則の一部改正について

坂井市給食費徴収規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和4年6月20日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市給食費徴収規則の一部を改正する規則

令和4年6月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市給食費徴収規則（平成18年坂井市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条、第4条関係）を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

区分	給食費
児童（1～3年）	月額 4,500円
児童（4～6年）	月額 4,900円
生徒	月額 5,200円
職員（給食センター）	月額 6,100円
職員（小学校）	月額 5,500円
職員（中学校）	月額 5,800円

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)	
別表(第3条、第4条関係)		別表(第3条、第4条関係)	
区分	給食費	区分	給食費
児童(1~3年)	月額 <u>4,500円</u>	児童(1~3年)	月額 <u>4,300円</u>
児童(4~6年)	月額 <u>4,900円</u>	児童(4~6年)	月額 <u>4,700円</u>
生徒	月額 <u>5,200円</u>	生徒	月額 <u>5,000円</u>
職員(給食センター)	月額 <u>6,100円</u>	職員(給食センター)	月額 <u>5,900円</u>
職員(小学校)	月額 <u>5,500円</u>	職員(小学校)	月額 <u>5,300円</u>
職員(中学校)	月額 <u>5,800円</u>	職員(中学校)	月額 <u>5,600円</u>

議案第13号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和4年6月20日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司